

# デジタル時代における 放送制度の在り方について

令和4年3月22日  
総務省情報流通行政局

## Ⅱ 分野別実施事項

### 1. デジタルガバメントの推進

#### (12) Society5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	ローカル局の経営基盤強化	<p>a 総務省は、マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由度を向上させるための議論を進める。特に、役員兼任規制の見直しなどのローカル局から直接要望のある論点に限らず、制作能力や設備面の集積や共用による、ローカル局の総合的な経営力・企画力の向上が可能となるよう、隣接県に限らない経営の連携等の枠組みなど、中長期的な放送政策の全体像を踏まえた施策を検討する。</p> <p>b 放送法(昭和25年法律第132号)の改正を前提として、NHKとローカル局又はローカル局同士での、放送設備やインターネット配信設備の共用化が進むよう、総務省はローカル局の要望等を踏まえつつ、NHKを含めた放送事業者間の協議の場が設けられるために、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a:令和3年度検討・結論</p> <p>b:令和3年度措置</p>	総務省
21	放送のユニバーサルサービスの在り方	<p>令和3年度の「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の結論を基に、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部をブロードバンド網に代替させることについて、コストベネフィット分析を踏まえた具体的な選択肢や、国民負担の軽減を考慮したあまねく受信義務・努力義務の在り方も含めて、検討を行う。</p>	令和3年度検討開始、早期に結論	総務省

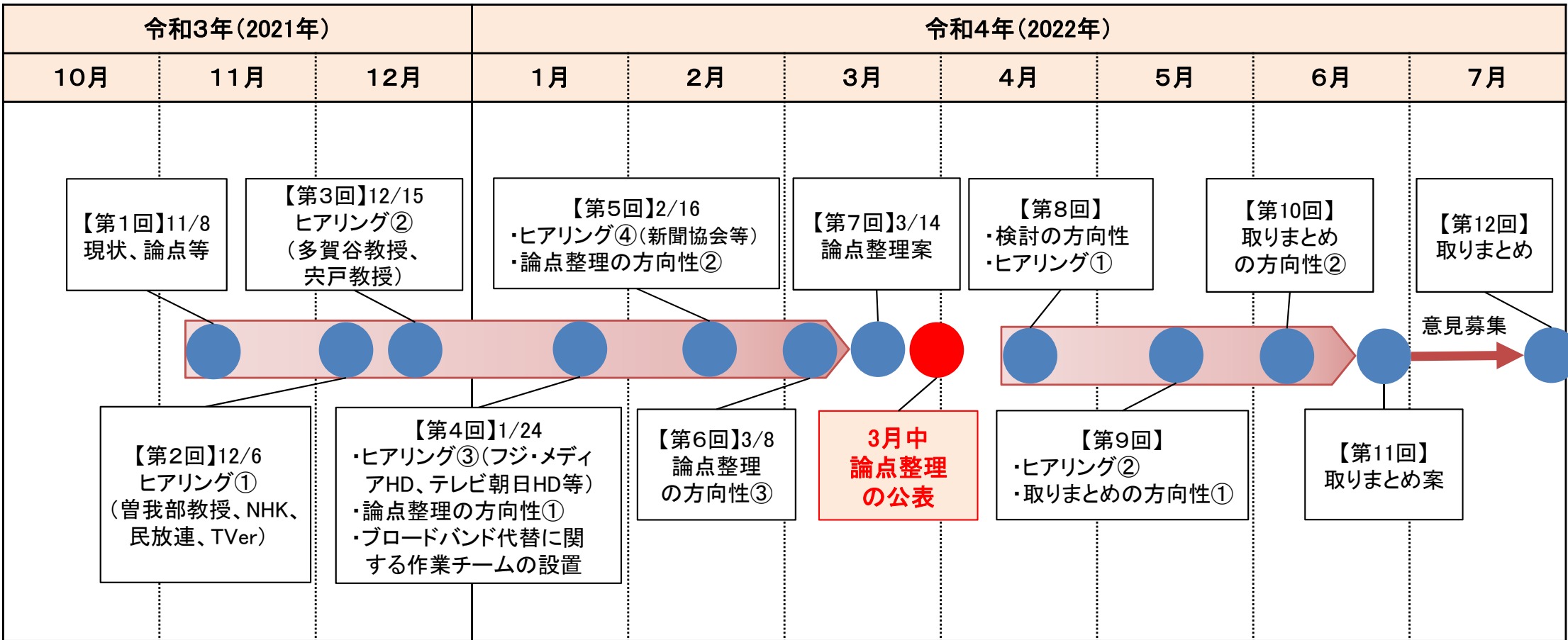
## 1. 背景・目的

- ブロードバンドインフラの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展。
- 視聴者のテレビ離れが進み、インターネットによる動画視聴が進展する中、従来の地上テレビ放送のネットワークインフラの維持が困難となると考えられる一方、一部の放送事業者において放送コンテンツのインターネット配信の取組が進められている。
- こうした状況を踏まえ、本検討会では、放送の将来像や放送制度の在り方について、「規制改革実施計画」や「情報通信行政に対する若手からの提言」(令和3年9月3日 総務省情報通信行政若手改革提案チーム)も踏まえつつ、中長期的な視点から検討を行う。

## 2. 主な検討項目

- (1) デジタル時代における放送の意義・役割
  - ・ 災害時の情報伝達手段としての重要性
  - ・ フェイクニュースが問題化する中での正確性・公平性 等
- (2) 放送ネットワークインフラの将来像
  - ・ 放送設備の柔軟な整備・運用の在り方(例えば、小規模中継局の設備共用やブロードバンド等による代替) 等
- (3) 放送コンテンツのインターネット配信の在り方
  - ・ 放送コンテンツのインターネット配信の推進方策
  - ・ テレビを保有していない者等を対象としたNHKネット配信の社会実証 等
- (4) デジタル時代における放送制度の在り方

# 【参考】スケジュール(案)及び構成員



(座長)三友仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授  
 飯塚留美 一般財団法人マルチメディア振興センターICTリサーチ&  
 コンサルティング部シニア・リサーチディレクター  
 伊東 晋 東京理科大学名誉教授  
 大谷和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長  
 奥 律哉 電通総研フェロー  
 落合孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士  
 <オブザーバー> 日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟

瀧 俊雄 株式会社マネーフォワード執行役員 CoPA Fintech研究所長  
 長田三紀 情報通信消費者ネットワーク  
 林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科教授  
 森川博之 東京大学大学院工学系研究科教授  
 山本龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授  
 山本隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

計12名

## 【論点1】 デジタル時代における放送の意義・役割

- ◆ 放送は、民主主義の基盤であり、災害情報や地域情報等の社会の基本情報の共有というソーシャル・キャピタルとしての役割を果たしてきた。取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信は、放送の重要な価値。
- ◆ インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中、放送の役割を更に果たしていくことが期待される。特に、フェイクニュースといったインターネット上の情報に係る課題の是正に重要な役割を果たすべき。

## 【論点2】 放送ネットワークインフラの将来像

- ◆ 良質な放送コンテンツを届けるため、放送ネットワークインフラについて、一定の品質・信頼性を維持した上で、デジタル技術の導入等による効率化を図るべき。デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上についても検討すべき。

### 【効率化の具体例】

- 放送設備の共用化 ⇒ 「共同利用型モデル」の可能性も検討
- 小規模中継局のブロードバンドによる代替 ⇒ 作業チーム(令和4年2月24日から開催中)において実務的に検討
- マスター設備(番組送出設備) ⇒ デジタル技術の導入による効率化

## 【論点3】 放送コンテンツのインターネット配信の在り方

- ◆ インターネットを活用し、放送コンテンツの価値を向上・浸透させていくことが重要。
  - テレビを保有・視聴しない者へのリーチ
  - 災害情報、地域情報等の社会の基本情報の提供
  - 放送番組におけるネット配信の公共的な活用を後押しする仕組み

## 【論点4】 デジタル時代における放送制度の在り方

- ◆ 論点1から論点3までの整理も踏まえ、放送法令等の制度について必要な措置を講ずるべき。

- マスメディア集中排除原則の見直し
- 放送対象地域の見直し

- ブロードバンドによる代替を行った場合に必要となる制度の見直しについて検討
- 公共放送におけるインターネット配信の制度的位置付けについて検討

- 1. マスメディア集中排除原則の見直し**
  - 2. 放送対象地域の見直し**
- 3. 放送ネットワークインフラの将来像**

# 1. マスメディア集中排除原則の見直し

## 放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

## 放送法 第91条 (基幹放送普及計画)

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等  
(東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、  
**多元性、多様性、地域性**の三原則を実現

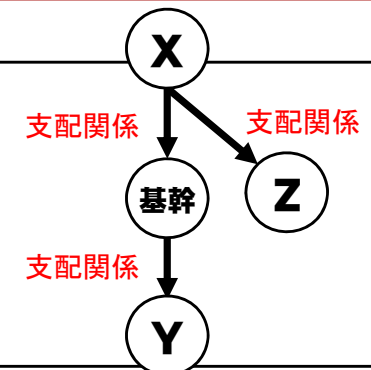
## 放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

＜認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分＞ (放送法第93条第1項第5号)

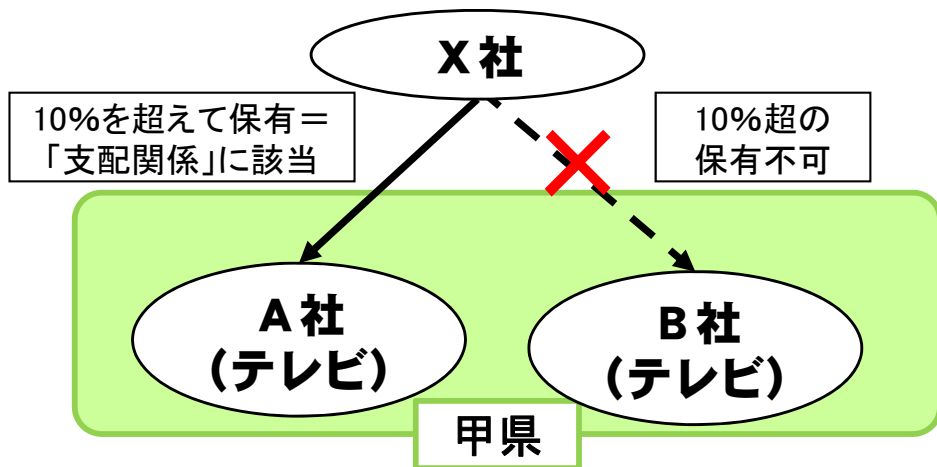
基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者 (X)
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者 (Y・Z)

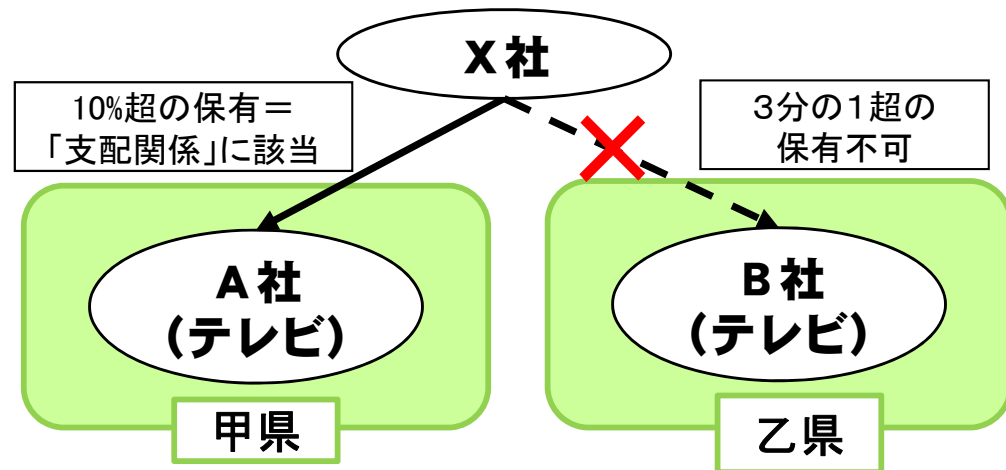




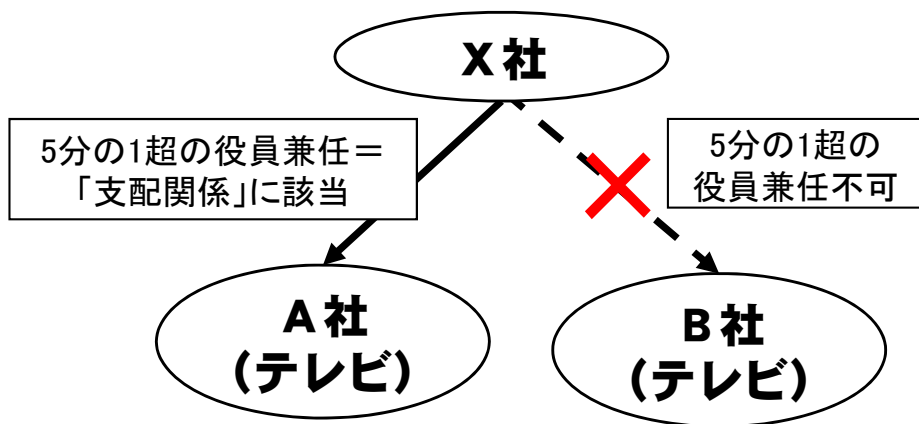
議決権保有による支配の例  
(放送対象地域が重複する場合)



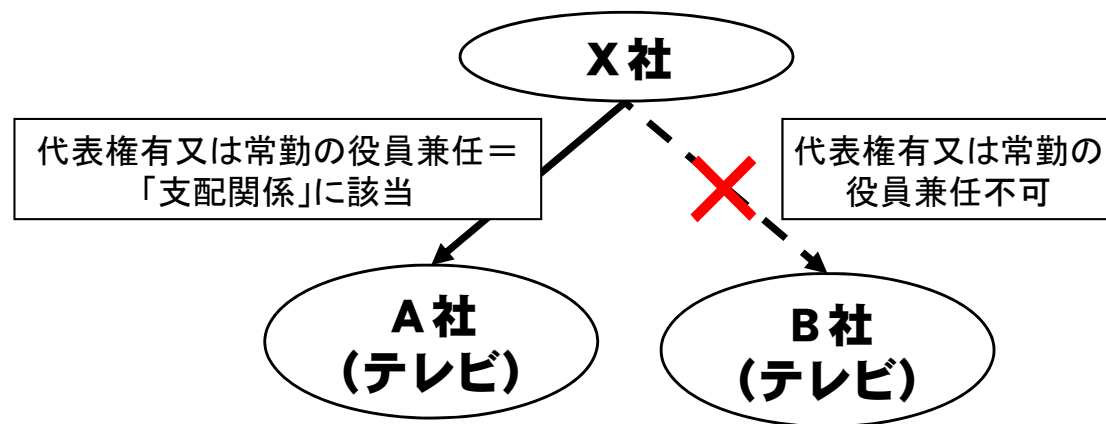
議決権保有による支配の例  
(放送対象地域が重複しない場合)



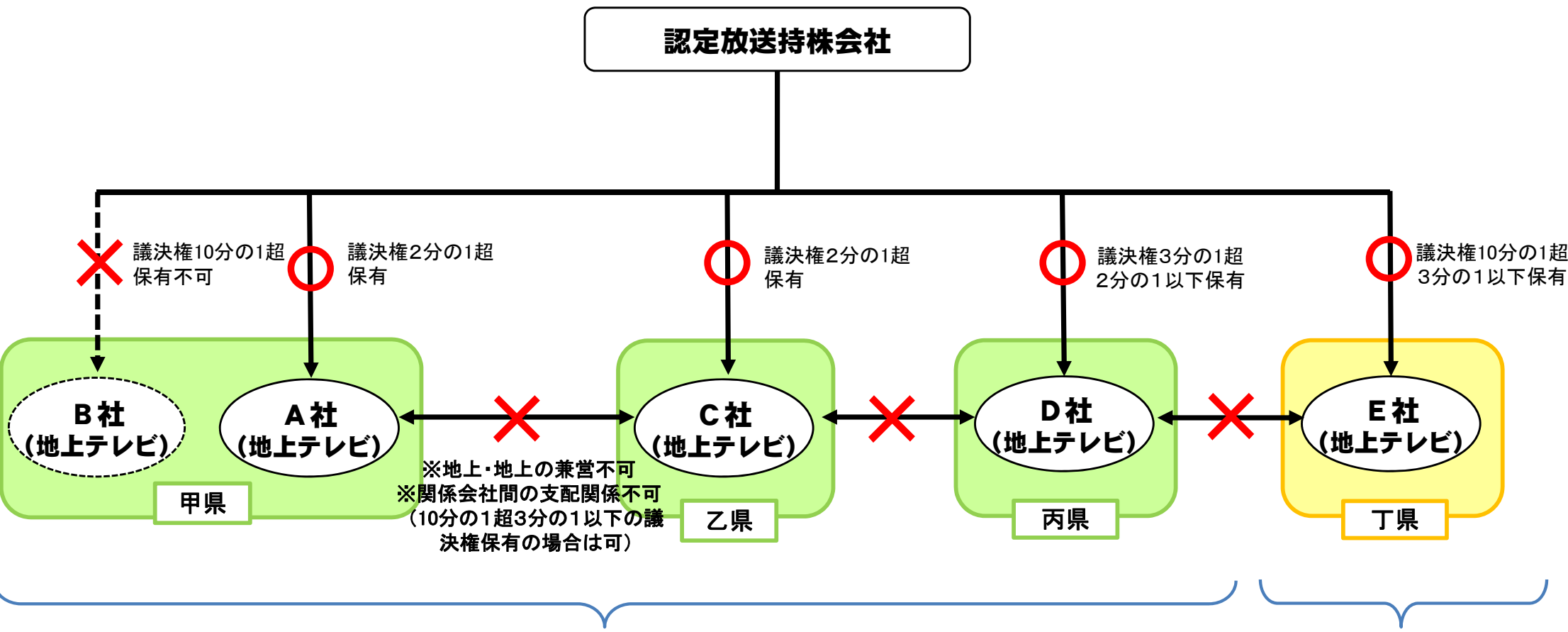
役員兼任による支配の例  
(役員兼任比率:5分の1超)



役員兼任による支配の例  
(代表役員、常勤役員  
の兼任)



- 認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成19年の放送法改正により創設。
- 認定放送持株会社制度を活用する場合は、マスメディア集中排除原則の特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能。



※12都道府県まで可(広域放送、県域放送の場合)

※12のカウントには含まない

○ 同一メディア(テレビ又はラジオ(コミュニティ放送を除く。))について連携の対象となる全ての放送対象地域が特定隣接地域※に含まれる場合：

※ 2以上の放送対象地域(関東・中京・近畿広域圏を除く。)のうちの特定の1の放送対象地域に他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合における当該2以上の放送対象地域の集合

⇒ 兼営・支配可(1/3超の議決権保有が可能)

※ 地上デジ投資によりローカル局は経営基盤の強化が必要となることから、経営の選択肢を増やすため制度化(平成15年)

## 「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」(関東・中京・近畿広域圏を除く。)の例

【例1】



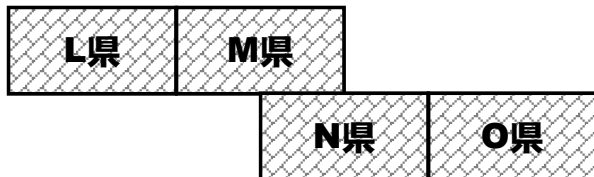
放送対象地域であるA～E県が上のような地理的な位置関係にある場合、B県に着目すると「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたることになる

【例2】



放送対象地域であるW～Z県が上図のような地理的な位置関係にある場合、Y県に着目すると「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたることになる。

## 【参考】「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたらない例



放送対象地域であるL～O県が左図のような地理的な位置関係にある場合は、いずれの県に着目しても「他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合」にあたらないことになる。

※ 「地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合」も兼営・支配が可能  
具体的な地域： 東北全県、九州全県、九州全県＋沖縄県



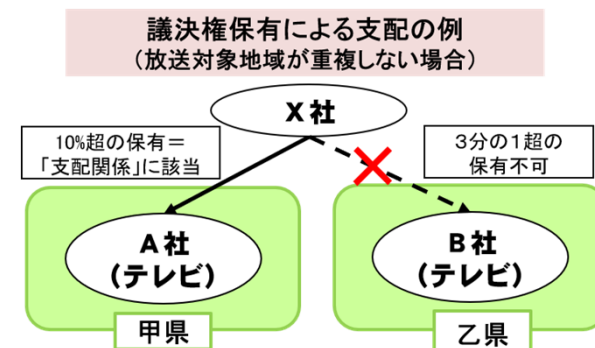
## 1. 現状

- マスメディア集中排除原則は、「基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」(放送法第91条第2項第1号)ため、放送の多元性・多様性・地域性の確保を目指すもの。
- 一の基幹放送事業者が二以上の基幹放送を行うこと(兼営)のほか、基幹放送事業者が「支配関係」を有する者を通じて二以上の基幹放送を行うこと(支配)を原則として禁止。
- 「支配関係」の基準※<sup>1</sup>(地上基幹放送の場合)
  - ・議決権保有割合：同一放送対象地域 1/10超、異なる放送対象地域 1/3超
  - ・役員兼任割合：特定役員※<sup>2</sup>の1/5超
  - ・代表権を有する特定役員※<sup>2</sup>又は常勤の特定役員※<sup>2</sup>の兼任
- 特例※<sup>1</sup>として、ラジオ4局特例、特定隣接地域特例、経営基盤強化計画認定制度における役員兼任に係る特例、認定放送持株会社制度に係る特例等が設けられている。

※<sup>1</sup> 支配関係の基準や特例は、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)において規定。

※<sup>2</sup> 特定役員とは、業務執行役員及び業務執行決定役員をいう。

(例)



## 2. 課題

- マスメディア集中排除原則の政策目的は今なお重要であるが、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、その政策目的と政策手段の関係が必ずしも適格的とは言えなくなっている部分があるのではないかと。経営の選択肢を狭め、返って多元性等を損なうことにもなり兼ねないといった部分もあるのではないかと。
- マスメディア集中排除原則の政策手段が、放送番組の多様性・地域性の確保に必ずしもつながっていない部分もあるのではないかと。
- 経営基盤強化計画認定制度において役員兼任割合に係る特例が設けられているが、議決権保有割合に係る特例が設けられていないほか、経営基盤強化計画の申請・認定等の手続きが煩雑で使い勝手が必ずしもよくないという意見もある。
- 事業者からは、経営の選択肢を増やす観点から、認定放送持株会社制度に係る特例等の緩和が要望されている。

- ◆ デジタル時代において放送が引き続き社会的役割を果たしていくため、論点1から論点3までの整理も踏まえ、放送法令等の制度において必要な措置を講ずるべきである。

## (1) マスメディア集中排除原則の見直し

- ✓ 放送の多元性・多様性・地域性の確保を目指すマスメディア集中排除原則について、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、経営の選択肢を増やす観点から見直しを図るべきである。

### 【地上基幹放送関係】

- 異なる放送対象地域について、特にローカル局の経営力の向上を図り、隣接県に限らない経営の連携が可能とする観点から、次の①及び②を措置すべきである。

#### ① 認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃

- ・認定放送持株会社制度が資本関係を通じたグループ経営を可能とするものである一方で、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)が設けられているが、資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない。こうした制度の趣旨、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえると、地域制限を維持する必要性は認められない。

#### ② 地上テレビ放送の異なる放送対象地域(認定放送持株会社制度によらない場合)に係る規制の特例の創設

- ・認定放送持株会社制度によらない場合でも経営の選択肢を増やす観点から、一定の制限の範囲内において、地上テレビジョン放送について隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする特例を設けることが適当である。その場合、兼営・支配を可能とする一定の数の制限については特定隣接地域特例を参考とすることが考えられる。
- ・なお、特定隣接地域特例については、現在、関東・中京・近畿の3つの広域圏はその対象から除かれているが、広域圏も対象とすべきかどうかについては、広域圏の影響力も踏まえた整理が必要。

- 他方、同一放送対象地域に係る支配関係の基準(現行:議決権保有割合1/10超)は、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、現時点では現状維持とすべきである。

- ・ただし、同一放送対象地域内において、放送設備の共同調達や共同利用といったハード設備を核とした連携など、ネットワーク系列を超えた地域内での連携も考えられるところ、そうした連携を行う上で、マスメディア集中排除原則の緩和により、資本関係等の強化を求める具体的なニーズがあるかどうか、引き続き注視。

## フジ・メディア・ホールディングスのFNS系列局への出資状況



## フジ・メディア・ホールディングス

- 12地域制限対象（議決権保有1/3超）  
→11地域（5社）をすでに保有

## 議決権保有1/2超（子会社）

フジテレビ（関東7地域）	100.0%
--------------	--------

仙台放送	72.3%
------	-------

## 議決権保有1/3超

NST新潟総合テレビ	33.7%
------------	-------

長野放送	44.0%
------	-------

テレビ新広島	33.5%
--------	-------

※フジネットワーク(FNS)は、各地域の独立したメディア事業会社の集合体で、番組供給、営業、報道（FNN）の相互協定で結ばれている

- 12地域制限対象外（1/10超～1/3以下）  
→制限対象に迫る社が複数あり

## 議決権保有1/10超（関係会社）

北海道文化放送	21.0%
---------	-------

岩手めんこいテレビ	32.6%
-----------	-------

秋田テレビ	24.4%
-------	-------

さくらんぼテレビジョン	12.0%
-------------	-------

福島テレビ	33.3%
-------	-------

テレビ静岡	21.0%
-------	-------

関西テレビ放送	24.9%
---------	-------

山陰中央テレビジョン放送	21.6%
--------------	-------

岡山放送	23.7%
------	-------

テレビ愛媛	20.2%
-------	-------

高知さんさんテレビ	19.9%
-----------	-------

テレビ熊本	24.2%
-------	-------

沖縄テレビ放送	30.2%
---------	-------

## その他（1/10以下）

富山テレビ放送
---------

石川テレビ放送
---------

福井テレビジョン放送
------------

東海テレビ放送
---------

テレビ西日本
--------

サガテレビ
-------

テレビ長崎
-------

テレビ大分
-------

テレビ宮崎
-------

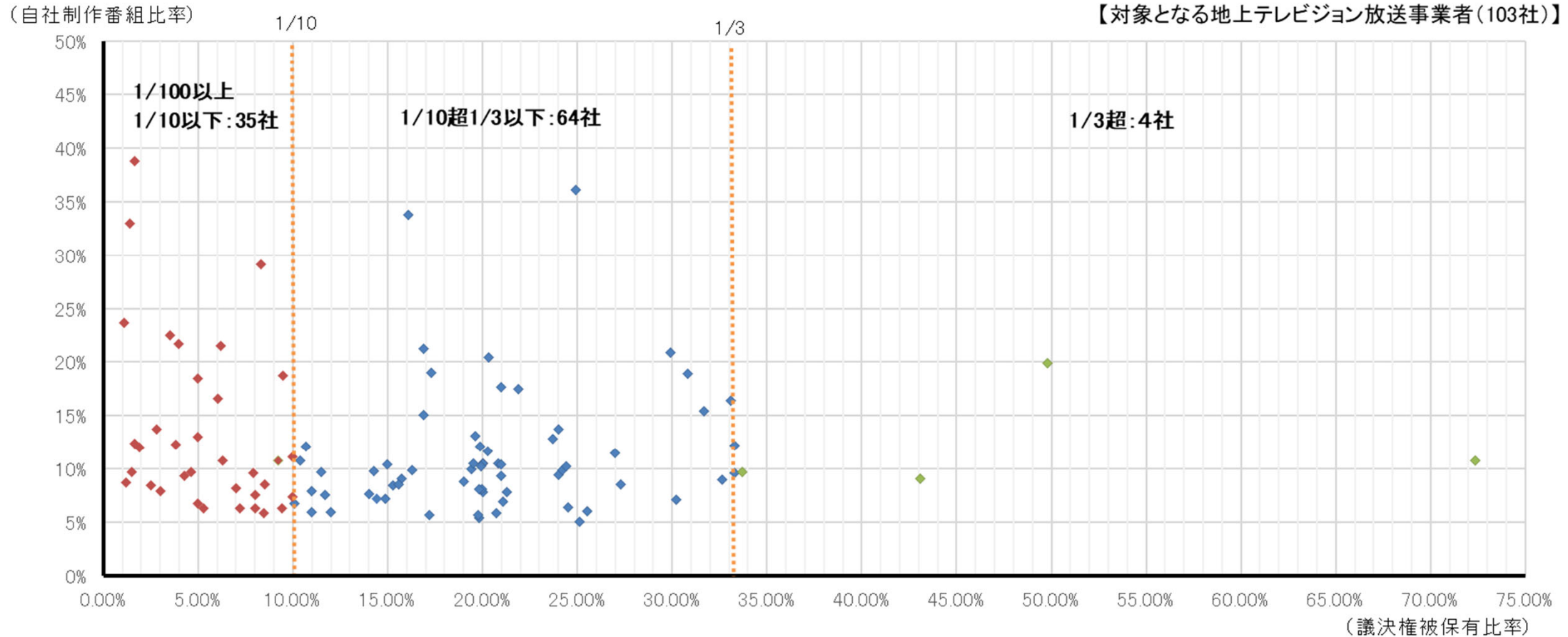
鹿児島テレビ放送
----------

地上テレビジョン放送事業者	自社制作番組比率
関東広域圏	平均 約85%
中京広域圏	平均 約23%
近畿広域圏	平均 約34%
その他県域ローカル局	平均 約12%

(注) 平成30年4月の特定の一週間の放送番組に係るもの(平成30年再免許申請書類を元に総務省で集計)。



- 下記のグラフは、認定放送持株会社及び地上基幹放送事業者(コミュニティ放送を除く。)により議決権を保有される地上テレビジョン放送事業者の当該保有される議決権比率(議決権被保有比率)と自社制作番組比率を示したもの。
- 回帰分析の結果、地上テレビジョン放送事業者について、議決権被保有比率と自社制作番組比率との間に関連性は特に認められない(有意ではない)。



- ※ 「議決権被保有比率」は、認定放送持株会社及び地上基幹放送事業者(コミュニティ放送を除く。)から提出されている届出等に基づく、令和3年12月末時点の値。
- ※ 「自社制作番組比率」は、「日本民間放送年鑑2021」(日本民間放送連盟編、令和3年12月発行)に掲載の値(調査期間:令和3年4月5日～11日)を使用。
- ※ 認定放送持株会社100%子会社である地上テレビジョン放送事業者は除外。
- ※ 各地上テレビジョン放送事業者における最も高い議決権被保有比率を抽出。